

平成 28 年 3 月 31 日

国土交通省道路局

## 「凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準」 の制定について

～身近な道路の交通事故死者半減を目指して～

- 国土交通省では、生産性革命プロジェクトとして、ビッグデータを活用して、生活道路における速度超過箇所や急ブレーキ多発箇所等の急所を事前に特定し、効果的な速度低減策である凸部（ハンプ）や狭窄などの設置の推進に取り組んでいます。
- 今回、この取り組みをさらに推進するため、「凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準」を制定しましたのでお知らせします。
- 衝突速度が 30km/h 以下になると、致死率は大幅に減少することが確認されています。このため、速度抑制による安全対策を重点的に進めることで、対策実施エリアの歩行中・自転車乗車中の死者を半減し、世界一安全な道路交通を目指します。

### ○技術基準の主な規定内容

- ・凸部（ハンプ）等の設置に関する基本方針
- ・設置計画
- ・凸部（ハンプ）、狭窄部及び屈曲部の要求性能や標準的な構造 等

### ○基準を適用するスケジュール

- ・平成 28 年 3 月 31 日 地方整備局等に通知
- ・平成 28 年 4 月 1 日から施行

### ○添付資料

- ・凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準の概要（別紙 1）
- ・参考資料（参考 1,2）
- ・凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準（別紙 2）

### <問い合わせ先>

国土交通省 道路局 環境安全課 道路交通安全対策室 課長補佐 竹下

Tel:03-5253-8111(内線 38104) 直通:03-5253-8907 Fax:03-5253-1622